

平成28年度都の施策 及び予算に関する要望書

平成27年7月

特別区長会

平成27年7月

東京都知事
舩添要一 殿

特別区長会会長
西川 太 一 郎

平成28年度都の施策及び予算に関する要望について

平素から、特別区政の運営につきましては、特段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

現在、特別区は首都東京を担う基礎自治体として、住民の期待に的確に対応すべく、積極的な取り組みを進めているところです。

しかしながら、特別区の住民にとって緊急の課題である、安全・安心まちづくり、福祉、都市基盤、環境等の施策を遂行していくためには、なお多くの面で制度の改善や財政措置の充実強化が必要です。

つきましては、都における平成28年度予算の編成にあたり、特別区の事情を十分ご賢察のうえ、次の要望を実現されるよう特段のご配慮をお願いいたします。

<要望事項>

頁

1	治安対策の強化	1
2	就労支援対策の推進	2
3	特別区都市計画交付金の拡充	3
4	中小企業対策の充実	4
5	子育て支援策の充実	5
6	ホームレス自立支援策の充実	7
7	高齢者福祉の充実	9
8	都有地の活用	10
9	医療体制の充実と整備	11
10	医療保険制度改革への対応	12
11	交通システムの整備促進	13
12	都市計画道路等の整備促進	14
13	災害対策の充実	16
14	放置自転車等対策の推進	20
15	都市インフラの改善	22
16	都市生活環境の改善	23
17	オリンピック・パラリンピック支援策の充実	24

1 治安対策の強化

都内における犯罪認知件数は、平成15年以降減少に転じ、治安対策は一定の成果を上げてきている。

しかし、平成26年8月実施の都民生活に関する世論調査によると、依然として治安対策に関する要望が上位を占めている。

住民の不安を払拭する治安対策の強化のため、次の方策を講じること。

(1) 総合的な治安対策の強化及び安全・安心まちづくり施策の拡充等

都独自の総合的な治安対策の強化及び安全・安心まちづくり施策等を拡充すること。

(2) 地域の防犯の強化

地域の防犯力を強化するため、防犯設備等、既存の補助制度の補助率等の引き上げや維持経費に対する補助制度の創設等を図ること。

また、国に対して、防犯カメラの整備を対象とした助成制度の継続、拡充を働きかけること。

(3) 特殊詐欺・危険ドラッグの撲滅に向けた気運醸成

都全体として、特殊詐欺・危険ドラッグの撲滅に向けた気運の醸成のための施策を充実させること。

2 就労支援対策の推進

完全失業率等の雇用指標は、全体としては改善傾向にあるが、地域的な格差が生じている。また、若年者、女性、障害者、生活困窮者等の就労支援に関しては、基礎自治体も福祉部門を中心にその取り組みを進めている。そのため、次の方策を講じること。

(1) 雇用対策の充実

地域の実情を踏まえた若年者等の雇用対策の充実を図ること。

(2) 雇用・就労支援対策への財政支援

特別区が独自に実施する雇用対策、就労支援事業に対し、十分な財政支援を行うこと。

3 特別区都市計画交付金の拡充

特別区都市計画交付金は、本来基礎自治体が行う都市計画事業の財源である都市計画税が特別区の区域では都税とされている中で、特別区が行う都市計画事業の財源を確保するために設けられているものである。

平成26年度に区の直接施行以外の土地区画整理事業について交付金の対象とする見直しが行われたものの、平成27年度の予算は、前年度同額の195億円に据え置かれ、都市計画税に対する比率はなお低いままである。

そのため、都市計画税本来の趣旨を踏まえ、特別区が行う都市計画事業をより計画的に推進できるよう、次のとおり改善すること。

(1) 都市計画事業の実績に見合う配分

都市計画税が本来基礎自治体の行う都市計画事業の財源であることを踏まえ、都区双方の都市計画事業の実績に見合った配分となるよう増額すること。

(2) 全都市計画事業の交付対象化

交付対象事業や面積要件等、限定基準を設けることなく、全都市計画事業を交付対象とすること。

(3) 交付率の上限撤廃等の適切な改善

交付率の上限の撤廃や実績と乖離して算定されている工事単価の引き上げ等、適切な改善を図ること。

4 中小企業対策の充実

景気は緩やかな回復基調が続いているが、消費税率引上げの影響もあり、地域経済の支え役である中小企業の経営環境は依然として厳しく先行き不透明な状況が続いている。

そのため、中小企業が本来の活力を取り戻せるよう、次の方策を講じること。

(1) 金融機関に対する支援

中小企業向けに融資を行う金融機関への支援を行うこと。

5 子育て支援策の充実

女性の社会進出や様々な雇用形態に対応するため、長時間保育や学童保育等、多様な保育サービスの提供が求められている。しかし、地価や賃料の高い特別区では、保育施設や学童保育施設等の整備は財政負担が大きく、民間事業者にとっても参入が困難な状態にある。

そのため、特別区に特に多い待機児童の解消を図るとともに、妊娠・出産から子育てまでの切れ目ない支援を行えるよう、次の方策を講じること。

(1) 子ども・子育て支援新制度等への対応

平成27年度から導入された子ども・子育て支援新制度において、制度の実施主体である特別区の実情に合った運用を行うため、3歳児以降の保育の受入等をはじめとする切れ目ない子育て支援を行うために要する認定こども園や学童クラブ等の施設の整備推進や保護者への補助を含む財政支援のほか、地域の子ども・子育て支援事業の充実に必要な子育て支援員等の人材育成を行うこと。また、国に対して、子ども・子育て支援新制度外となっている認証保育所等の認可外保育施設への子ども・子育て支援新制度の適用拡大だけでなく多様な保育サービスの提供に即した保育士等の人材の安定確保を国に働きかけること。

(2) 特別区の独自施策への財政支援と都区の連携強化

東京都認証保育所や特別区独自の基準による認可外保育施設を含めた保育施設の開設、経常的なランニングコスト、大規模修繕等、特別区が実施する待機児童対策への財政支援を拡充す

ること。また、引き続き、特別区との連携を強化し、国に対して重点的な支援を働きかけること。

6 ホームレス自立支援策の充実

ホームレス自立支援策については、都区が共同して事業を実施しているが、就労や住宅等の課題の解決や、ホームレスの都市部への集中化に対応するためには、広域的な取り組みが必要である。

そのため、国に対して、総合的な対策を国の責務として講じるよう働きかけを行うこと。また、次の方策を講じること。

(1) 就労対策のさらなる充実と住宅対策の強化

ホームレスの社会復帰を促進するため、ホームレスそれぞれの事情に合わせた実効性のある就労対策を行うこと。また、自立支援センター退所者の安定した生活を確保するため、都営住宅の提供戸数を拡大すること。

(2) 生活保護費の都費負担期間の延長等

長期にわたり生活保護を受給し続けるケースが増加する中、簡易旅館等で保護を開始した者の生活保護費について、都区の負担期間の実態を踏まえて見直すこと。また、住所不定者や路上生活者には、介護保険の被保険者になる者も多いことから、介護サービス給付に係る財政措置を講じること。

(3) 都市部への集中化によるホームレスに係る対策の推進

東京都と特別区が共同で行うホームレス対策事業は、平成 27 年度に施行された生活困窮者自立支援法の中に位置づけられる事業となるが、従前から実施している特別区との共同事業を継続するとともに、国に対して都市部におけるホームレスの集中

化への対策として、従前の財政措置の継続及び一層の拡充を働きかけること。また、都が主体となって、特別区と連携を図りながら山谷問題を含む東京都内へのホームレス集中化に係る総合的施策を推進すること。

7 高齢者福祉の充実

地価や賃料等の高い特別区においては、用地の確保が困難であることから、高齢者福祉施設の基盤整備が進まない状況にある。そのため、次の方策を講じること。

(1) 事業用地確保に対する補助

特別養護老人ホーム等の高齢者福祉施設の用地取得補助制度を再開するとともに定期借地権利用による補助制度を継続すること。

(2) 施設整備に対する補助制度の充実

都が行っている高齢者福祉施設整備費補助制度を地域の実情に合わせ拡充し、事業者支援の充実を図ること。

(3) 特別養護老人ホームの大規模改修時の既存入所者の一時受入れ支援等

特別養護老人ホームの大規模改修が円滑に行えるよう、改修時に必要となる既存入所者を一時受け入れのための制度の構築や施設等の整備支援を行うこと。

8 都有地の活用

地価や賃料の高い特別区においては、用地の確保が困難であることから、待機児童解消のための保育施設、特養老人ホーム、路上生活者対策施設等の各福祉施設や災害時の備蓄場所等の整備が進まない状況にある。そのため、都有地の積極的な活用を促進するよう、次の方策を講じること。

(1) 未利用都有地の積極的な提供等

未利用都有地について、十分な情報提供を行うとともに、当該土地が存する特別区が保育施設、高齢者施設、路上生活者対策施設、障害者支援施設などの福祉関係施設や災害時の備蓄場所等の防災関係施設等の区関係施設等の整備のために活用を希望する場合は、無償貸付を行うなど積極的な提供を行うこと。

(2) 都有地活用に向けた制度の見直し

福祉事業の民間事業者の参入促進等のために、都有地の定期借地契約による貸付の際の貸付料の無償化及び保証金の廃止や売却価格などの積極的な減免による負担軽減を行うなど、支援の拡充や支援制度の見直しを行うこと。

9 医療体制の充実と整備

患者中心の医療の実現に向け、より効率的で質の高い医療体制を構築していくとともに、急性期から回復期、在宅療養に至る医療サービスを地域ごとに切れ目なく確保するため、次の事項について、さらに実効性のある方策を講じること。

(1) 周産期医療、小児医療、救急医療等の充実強化

地域の出産施設等と高次医療施設、及び産科の救急診療と他診療科との相互の連携・協力体制を強化すること。また、産科・小児科等の医師不足を解消するための支援策を充実するとともに、NICU（新生児集中治療管理室）の増床等、母体救命救急を強化し、安心して出産できる体制を整備すること。

(2) 地域包括ケアシステムの整備に向けた区市町村への支援

区市町村が在宅療養支援に取り組むにあたり、地域連携を促進する仕組みを構築し、財政支援を行うこと。

(3) 感染症対策における財政措置及び支援

感染症に関するリスク管理は喫緊の課題であるため、備蓄物資の確保や検査体制の維持に必要な財政支援を行うとともに、医療機関等との実践訓練及び専門的な研修の実施について支援すること。

10 医療保険制度改革への対応

平成27年5月27日に参議院本会議で可決・成立した医療保険制度改革法において、都道府県が国保運営の「中心的な役割を果たす」と明記される一方、保険者の規定は「都道府県は市町村とともに国保の運営を担う」とし、都道府県と市区町村の両者を保険者と位置付けた。このことを受け、安定的な国保事業の運営と円滑な国保の都道府県単位化への移行を行うため、東京都は次の方策を講じること。

(1) 国保の都道府県単位化に向けた準備の促進

東京都は適時・適切な情報提供と検討過程における特別区の意見を反映するとともに、制度改正においても、十分な準備や検討期間を設けること。また、国の財政支援の拡充を背景に東京都が財政運営の責任主体として中心的な役割を担うこととなるため、その財源を活かし、都内市区町村間の財政力不均衡を解消すること等を考慮した財政支援策を講じ、都道府県単位化に向けた準備の促進に努めること。

1 1 交通システムの整備促進

特別区における交通システムの整備は、沿線地域のみならず東京圏全体の公共交通環境の向上に寄与するものであり、極めて重要な課題である。

そのため、運輸政策審議会が平成12年に答申した鉄道整備の基本方針に従い、整備着手予定の路線で、現在未着手となっている以下の路線について、早期の実現に向けた方策を講じること。

- (1) 東京8号線の延伸（豊洲～東陽町～住吉～押上～四ツ木～亀有～野田市）
- (2) 東京11号線の延伸（押上～四ツ木～松戸市）
- (3) 東京12号線の延伸（光が丘～大泉学園町）
- (4) 京浜急行空港線と東京急行多摩川線を短絡する路線の新設（京急蒲田～蒲田）

1 2 都市計画道路等の整備促進

都市機能を向上させ、社会・経済活動を支える活力あるまちづくりを推進し、緊急輸送路としての機能を確保するため、「東京における都市計画道路の整備方針（仮称）」及び「踏切対策基本方針」に基づき、次の方策を講じること。

（１）都市計画道路の整備推進

- ① 都が施行する優先整備路線に位置づけられた都市計画道路の整備促進と、早期に整備するために必要な財源措置を講じること。
- ② 用途地域変更の柔軟な対応等、沿道地権者の建替え支援策を推進すること。
- ③ 延焼遮断帯形成に寄与する耐火建築物に対する助成制度の拡充及び助成要件の緩和を図ること。
- ④ 道路の拡幅整備にあたっては、安全な自転車通行空間の確保と渋滞対策を図ること。

（２）連続立体交差事業の促進

抜本的な踏切対策である連続立体交差事業を計画的かつ確実に促進するよう、必要な財源を確保すること。都施行の路線については早期完成を図るとともに、事業候補区間をすみやかに事業化すること。区施行の路線についても、財政的支援とともに、ノウハウの提供や技術的支援を継続して行うこと。

また、事業候補区間の選定に必要な地元のまちづくり推進の取り組みに対して、財政的・技術的支援を行うこと。

(3) 東京外かく環状道路等の整備促進

東京圏の道路ネットワークの構築や交通問題の抜本的な改善のために、事業費の安定的な確保に取り組み、早期完成に向けて着実に整備を促進すること。

また、外環の2について都市計画上の取扱いを明確にしたうえで、早期に整備を図ること。

(4) 電線類の地中化の促進

災害に強く安全な都市基盤整備及び都市景観の向上を図るため、電線共同溝の整備に関する補助手続きの簡略化及び技術支援を行うこと

13 災害対策の充実

切迫性が指摘される首都直下地震、大規模な水害等への対策の一層の充実を図るため、次の具体的な方策を講じること。

(1) 土砂災害防止対策の推進

各区が実施する崖及び擁壁の調査を都の補助事業とするなど、崖及び擁壁の安全確保に関する新たな支援策を創設すること。

(2) 帰宅困難者対策の推進

一斉帰宅抑制の周知徹底、帰宅困難者対策を実施する事業者への支援拡充を進めるとともに、一時滞在施設や帰宅支援ステーションの整備拡大、代替輸送手段の確保等、対策をより一層強化すること。

(3) 高層住宅の防災対策の推進

高層住宅における防災対策を推進するため、ライフライン施設の安全化や既存高層住宅への防災備蓄倉庫の設置促進等、対策のより一層の充実を図ること。

(4) 上下水道管の耐震化

災害時のライフラインを安定的に確保するため、水道管路・下水道管の耐震化を早急に実現すること。

(5) 災害時医薬品等の地域内備蓄の充実

各区が災害用に備蓄する医薬品等について、都が区に対して

行っている補助制度の対象とすること。また、平成26年4月に都から区へ提案のあった地域内備蓄の更なる充実について、保管場所の確保や財源等、広域的な視点から都区間で検討を継続すること。

(6) 家具の転倒防止対策の促進

都営住宅や都民住宅等における家具の転倒防止対策を促進すること。

(7) 木密地域対策、密集住宅市街地整備促進事業等の一層の充実

木密地域不燃化10年プロジェクトにおける不燃化特区制度について、整備地域内において不燃領域率が低い地域などでの取り組みを広げていくため、補助適用要件の見直しを図ること。また、住宅密集市街地における防災性と安全性を向上させるための老朽家屋対策など、整備地域に関わらず取り組みができるよう、新たな支援策を創設すること。

(8) 河川・下水道施設（貯留施設等）の整備の推進

河川の氾濫を防止するため、護岸改修等の治水対策を推進すること。また、市街地での浸水被害を防ぎ、治水安全度の向上を図るため、下水道施設の処理能力の増強等を推進するとともに、都市型河川の水質改善対策の充実を図ること。

(9) スーパー堤防整備等の事業促進

地震・津波・高潮から都市機能を保全するため、スーパー堤防の早期整備や堤防の耐震化等を進めること。また、スーパー

堤防を整備する際は、延焼火災時の水利を確保するため、消防車両が河川から取水できるようにすること。

(10) 大規模水害時における広域避難体制の構築

地域住民等の安全な避難体制が構築できるよう、関係機関との連携・調整を行い、広域避難に関する対応タイムラインを整備するなど、自治体の枠を超えた広域避難を迅速かつ統一的に行うための体制を早期に整備すること。

(11) 消防団の体制強化

首都直下地震で想定される火災被害に対応するため、消防団の体制を強化すること。

(12) 広域避難場所の早急な整備及び避難誘導等の区との連携

都が管理する公園等の広域避難場所については、多くの避難者に対応するための設備等の整備を進めるとともに、都、管理委託事業者及び区が連携して応急活動を行う体制を整備すること。また、都が管理する広域公園等の広域避難場所のうち、地震による液状化の可能性が高い公園等については、地盤改良等の措置を講じること。

(13) 建築物等耐震化支援事業における補助対象建築物の拡充

木造住宅の所有者の耐震化にかかる資金負担の軽減を図るため、東京都木造住宅耐震化促進事業の補助対象を整備地域以外にも広げること。また、賃貸マンションを持つ個人や中小企業の耐震化にかかる資金負担の軽減を図るため、東京都マンショ

ン耐震化促進事業の補助対象を分譲以外のすべてのマンションにも広げること。更に、特定既存耐震不適格建築物の所有者の耐震化にかかる資金負担の軽減を図るため、耐震診断、補強設計、耐震改修工事に対する補助制度を創設すること。

(14) 二次避難所の対策強化

避難所での避難生活が困難な避難行動要支援者を収容する二次避難所（高齢者施設や障害者向け施設）の拡充や対策を強化すること。

1 4 放置自転車等対策の推進

駅周辺を中心とする放置自転車は、歩行者の通行を阻害し、都市景観を損なうなど、様々な弊害をもたらしている。

そのため、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律の趣旨を踏まえ、次の方策を講じること。

(1) 自転車等駐車場の整備促進

都が管理する道路内における自転車等駐車場整備を促進すること。また、都営交通事業者として、鉄道用地の無償提供等を行うこと。

(2) 放置自転車等の撤去

都が管理する道路内及び都営交通機関の駅周辺等においては、都が責任を持って、駐車中の自転車等の整理及び放置自転車等を撤去すること。

(3) 特別区の取り組みに対する協力

特別区が行う駐車中の自転車等の整理及び放置自転車等の撤去等について、積極的に協力をすること。

(4) 自動二輪車等駐車対策の推進

自動二輪車や原動機付自転車等の放置、駐車違反に対して、道路交通法に基づく取締りを強化すること。

(5) コミュニティサイクル普及の取り組み

放置自転車対策のほか、環境への負荷が低く、地域・観光の活性化の効果等も期待される、コミュニティサイクルの普及促進のため、設置場所確保のための公開空地の利用及び設置場所等への広告設置に関する規制を緩和すること。

15 都市インフラの改善

オリンピック・パラリンピックの開催、首都直下地震が迫る中、都市としての道路や鉄道等のインフラの改善を図るため、次の方策を講じること。

(1) 国道の立体整備

交通安全・渋滞緩和のため、将来を見据えた国道の立体整備に早期に着手し整備を図ることを、国に働きかけること。

(2) 駅のバリアフリー化に係る補助制度の推進

地域の実情や利用実態を踏まえ、利用者の多い駅におけるエレベーターの設置について、2ルート目の確保が推進できるよう、補助制度の積極的な運用を推進することについて、国に働きかけること。

(3) 社会資本整備総合交付金の十分な財源措置

市街地再開発事業等による安全で安心なまちづくりを進めるため、社会資本整備交付金の十分な財源措置を図ることを、国に働きかけること。

16 都市生活環境の改善

市街化された都市において、良好な生活環境を維持・発展させていくためには、都市を取り巻く環境の改善が重要である。そのため、河川管理者、また広域自治体として、次の方策を講じること。

(1) 都市河川の水質改善策の充実

雨水貯留施設や水再生センターにおける高度処理施設の整備、河床のしゅんせつ工事の促進等、都市河川の水質改善への取り組みを加速すること。

17 オリンピック・パラリンピック支援策の充実

2020年のオリンピック・パラリンピック大会の開催は、すべての人々がスポーツ活動に参画する契機となるばかりでなく、日本の文化や芸術の情報を発信する好機となる。開催を契機に生み出されるレガシー活用を見据えつつ、選手、観客、観光客を安全に迎え、地域経済の活性化と雇用創出の機会とするためにも、特別区の実施する施策に対して財政支援を行い、次の方策を講じること。

(1) スポーツ振興の基盤づくり

オリンピック・パラリンピックを契機としたスポーツ振興の取り組みとして、運動施設の整備・改修・維持等に対する補助を行うとともに、整備・改修等により不足する区民のスポーツの場を確保すること。また、特別区内の既存施設を追加競技会場として活用するとともに、各区が行う事前キャンプ誘致にあたっては、都立施設活用への協力と民間企業等への協力要請を行うこと。さらに、地域スポーツクラブへの支援を強化し、アスリート、スポーツ指導者の育成を図ると同時に、スポーツ情報の発信・収集、児童青少年の体力向上・健康増進・語学力向上に向けた支援を強化すること。気運の醸成にあたっては、スポーツイベント等への支援を行い、障害者スポーツの振興促進に取り組むとともに、権利関係の手続きが不要な「オリンピック・パラリンピックの映像」や都独自のシンボルマーク等の作成に取り組むこと。

(2) 来街者受入れの取り組み

海外からの観光客を迎えるための取り組みとして、東京都内全域で共通の観光情報・防災情報の提供、無料Wi-Fi（公衆無線LAN）の整備、多言語対応サインの統一化を図ること。また、特別区が実施する観光施策へ財政支援を行うとともに、商店街等が実施するホームページ構築等、接客力向上の事業に対しても経費の補助を行うこと。

（３）開催都市にふさわしいまちづくり

オリンピック・パラリンピック開催地にふさわしい都市の形成に向け、競技会場周辺のユニバーサルデザイン等に配慮したインフラ整備、駅及び駅周辺のバリアフリー化を図るとともに、都市計画道路の早期完成や無電柱化への支援等、交通基盤の整備を推進すること。また、選手村建設による住宅供給に伴いもたらされる人口増に対応するため、公共・公益施設の配置や整備に取り組むこと。さらに、サイバー攻撃・テロ等への治安対策を実施するとともに、未利用エネルギーの活用、ヒートアイランド対策、東京湾の水質改善等の生活環境整備を行うこと。

（４）推進体制の整備

開催に向けた推進体制を構築し、各区の役割等を明確化すること。また、ボランティア育成に関する支援・連携の強化を図ること。

＜要望事項別一覧＞

要 望 事 項		要 望 先 局
1	治安対策の強化	青少年・治安対策本部 福祉保健局 警 視 庁
2	就労支援対策の推進	産 業 労 働 局
3	特別区都市計画交付金の拡充	総 務 局
4	中小企業対策の充実	産 業 労 働 局
5	子育て支援策の充実	福祉保健局
6	ホームレス自立支援策の充実	都 市 整 備 局 福祉保健局 産 業 労 働 局
7	高齢者福祉の充実	福祉保健局
8	都有地の活用	総 務 局 財 務 局 都 市 整 備 局 福祉保健局
9	医療体制の充実と整備	福祉保健局
10	医療保険制度改革への対応	福祉保健局
11	交通システムの整備促進	都 市 整 備 局 交 通 局
12	都市計画道路等の整備促進	都 市 整 備 局 建 設 局
13	災害対策の充実	総務局、都市整備局、福祉保健局、建設局、東京消防庁、水道局、下水道局、教育庁
14	放置自転車等対策の推進	青少年・治安対策本部、都市整備局、環境局、建設局、交通局 警視庁
15	都市インフラの改善	都 市 整 備 局 建 設 局
16	都市生活環境の改善	建 設 局 下 水 道 局
17	オリンピック・パラリンピック支援策の充実	オリンピック・パラリンピック準備局、政策企画局、総務局、生活文化局、都市整備局、環境局、産業労働局、建設局、港湾局、交通局、下水道局、教育庁、警視庁

＜要望先局別一覧＞

要 望 先 局	要 望 事 項
政 策 企 画 局	利用・パ利用支援策の充実
青少年・治安対策本部	治安対策の強化 放置自転車等対策の推進
総 務 局	特別区都市計画交付金の拡充 所有地の活用 災害対策の充実 利用・パ利用支援策の充実
財 務 局	所有地の活用
生 活 文 化 局	利用・パ利用支援策の充実
利用・パ利用 準 備 局	利用・パ利用支援策の充実
都 市 整 備 局	ホームレス自立支援策の充実 所有地の活用 交通システムの整備促進 都市計画道路等の整備促進 災害対策の充実 放置自転車等対策の推進 都市インフラの改善 利用・パ利用支援策の充実
環 境 局	放置自転車等対策の推進 利用・パ利用支援策の充実
福 祉 保 健 局	治安対策の強化 子育て支援策の充実 ホームレス自立支援策の充実 高齢者福祉の充実 所有地の活用 医療体制の充実と整備 医療保険制度改革への対応 災害対策の充実
産 業 労 働 局	就労支援策の推進 中小企業対策の充実 ホームレス自立支援策の充実 利用・パ利用支援策の充実
建 設 局	都市計画道路等の整備促進 災害対策の充実 放置自転車等対策の推進 都市インフラの改善 都市生活環境の改善 利用・パ利用支援策の充実

要望先局	要望事項
港湾局	リハビリ・パラレル支援策の充実
東京消防庁	災害対策の充実
交通局	交通システムの整備促進 放置自転車等対策の推進 リハビリ・パラレル支援策の充実
水道局	災害対策の充実
下水道局	災害対策の充実 都市生活環境の改善 リハビリ・パラレル支援策の充実
教育庁	災害対策の充実 リハビリ・パラレル支援策の充実
警視庁	治安対策の強化 放置自転車等対策の推進 リハビリ・パラレル支援策の充実